

見積書提出依頼

平成31年2月12日(火)13:30

件名	泡盛の市場拡大に向けた情報発信事業(空手道場編)
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 平成31年3月29日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成31年2月19日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 調査企画課 調査第2係 村山 TEL:098-866-0031(内線)81375
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること なお、一元未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1. 件名

泡盛の市場拡大に向けた情報発信事業（空手道場編）

2. 調査の趣旨・目的

泡盛製造業は、離島を含む沖縄の地域経済や雇用を支える重要な産業であるが、出荷量が12年連続で減少するなど厳しい状況に置かれている。

このような状況を踏まえ、海外への販路拡大に向けた取組を行うため内閣府をはじめとする官民一体となった「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」^{※1}（以下「泡盛プロジェクト」）を立ち上げた。

泡盛プロジェクトで策定した行動計画において、インフルエンサー等を活用した琉球泡盛の魅力の国内外への情報発信の強化として、沖縄発の世界ブランドである空手と泡盛の関係性を活用し、空手家をターゲットに「空手と泡盛のPR動画」^{※2}を制作し、第1回沖縄空手国際大会（8月1～8日）等の場やYouTubeで配信してきたところである。

引き続き海外の空手家等に対する情報発信を強化するため、琉球泡盛の販路拡大の視点から沖縄空手の道場等をとおして主に外国人空手家らの泡盛に対するアプローチ（愛飲・お土産等）に焦点をあてた「空手×泡盛」の動画を制作し、YouTube等の空手関連動画チャンネルをとおして情報発信を行う。

※1 琉球泡盛海外輸出プロジェクト（沖縄総合事務局 HP 内）

<http://ogb.go.jp/soumu/017012>

※2 空手とのコラボによる市場拡大への取組について（空手×泡盛 PR 動画）

<http://ogb.go.jp/soumu/017012/karate>

3. 実施内容

- ① 視聴対象：海外、国内の空手関係者、泡盛関係者、行政、個人、その他
- ② 使用想定：動画サイト等へのアップやイベントなどでの情報発信の機会に使用。※下記⑨参照。YouTube等で配信する。
- ③ 撮影場所：県内中心の撮影とし、県外、海外は問わない。
- ④ 撮影方式：フルハイビジョン方式以上とすること。
- ⑤ 映像：琉球泡盛の販路拡大の視点から、沖縄空手の各流派道場（剛柔流・少林流・小林流・上地流）等をとおして、主に外国人空手家らが泡盛に対するアプローチ（愛飲・お土産等）に焦点をあてた10分以上の動画を12本制作すること。
- ⑥ 音楽：再生方式はステレオとし、音楽素材の使用に関して著作権の許

諾の必要な場合は受注者で手続を行うこと。また、当該使用に係る著作権料等については契約金額に含むこと。

- ⑦ 静止画：映像中の静止画にスチールカメラを用いる場合は、原則ハイビジョン方式での鑑賞に耐えるものとする。
- ⑧ 言語：日本語、英語とすること。なお、英語は、動画配信時に英語翻訳としてもよい。
- ⑨ 情報発信：YouTube等で配信すること。
- ⑩ その他留意事項：
 - (1) 撮影に関する手配（人・モノ・場所等）は受託者が行うこと。
 - (2) 現状の市場動向を的確に踏まえた制作内容とすること。
 - (3) BGMはオリジナルかフリー音源を活用し、著作権法上問題の発生しないものとする。
 - (4) 本作品の映像作品に使用する音楽や画像等（パッケージや画像、ラベルも同様）、全てにおいて、二次使用が可能なこととすること。
 - (5) 本映像制作のために撮影した映像素材及び映像作品（DVD含む）の著作権は内閣府沖縄総合事務局に帰属するものとする。なお、本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって法律上問題の発生しないよう処理すること。
 - (6) 著作者人格権については、行使しないものとする。

4. 成果物

以下の報告書（映像）を作成すること。

- ① 報告書（映像）は、DVD-Rとする。
- ② DVD-Rには、動画12本を格納すること。
- ③ DVD-Rには、次のような文字を付すこと。
「平成30年度泡盛の市場拡大に向けた情報発信事業（空手道場編）」

5. 契約期間

契約締結日～平成31年3月29日（金）

6. 成果物の納品

DVD-R 3枚

7. 納品期限

契約期間の終了日までに納品すること。

8. 連絡調整

作業の進捗状況等について3回／月程度、内閣府沖縄総合事務局に報告を行うこと。その他必要に応じて事前に連絡・相談すること。

9. その他

本業務において疑義が生じた場合、又は仕様書に記載のない事項が生じた場合については、当局と事前に協議すること。

10. 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

11. 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたととき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。